

## 現時点で今後の休日出勤の見込みを示せないのはおかしい！

本部は3月3日、「一方的な休日出勤の早急な解消を求める申し入れ」（闘申64号）に関する業務委員会を開催しました。

本部は、お知らせによる要員増やダイヤ改正要員増などにより休日出勤はどれぐらいになるのか明らかにせよと迫りました。しかし、会社は「輸送量を長期的スパンで想定することは極めて困難であり、今後の列車設定規模や乗務員養成を正確に算出できないため、現時点で見込みを示すことは困難である」とこれまでの主張をくり返すだけで、4月以降の休日出勤の見込みを示しませんでした。

回答と主な議論経過は以下の通です。

《闘申64号の会社回答》

1. 提示されたダイヤ改正の乗務員指標によれば、新幹線総体として△であるにもかかわらず改正要員は全体で27名増である。この27名増の根拠を明らかにすること。

【回答】

貴側が言うところの乗務員指標の△とは、あくまでも運転士の運用表上での所要数のみのことであり、これだけをとらえて「総体△であるにも関わらず改正要員は全体で27名増」と分析することに意味がないと考える。

なお、平成18年春のダイヤ改正要員については、基本行路の増減に加え、今般の臨時列車の増発を考慮して算出したものである。

2. 「新幹線乗務員の需給について（お知らせ）」について会社は「相当程度改善できればと考えている」との認識を示している。さらにダイヤ改正要員を踏まえて、これまでの休日出勤の解消のために積み上げた要員確保策と合せることによってどの程度要員が確保できるのか明らかにすること。さらに要員を確保する計画はあるのか明らかにすること。これらによって休日出勤がどの程度解消されるのか明らかにすること。

輸送量を今年度並と想定した場合、2006年度中の休日出勤があり得るのかどうか、明らかにすること。組合が、さしあたり解消を求めているのは本人の同意を得ない一方的な休日出勤であり、休日出勤そのものではない。区別して明らかにすること。

**【回答】**

これまで新幹線乗務員の需給対策としてお知らせしたものは、実人員の確保策であり、貴側が求めるように今回提示したダイヤ改正要員を合計して論じても意味がないと考える。なお、今までお知らせした対策を通じて、相当程度改善できればと考えているが、輸送量を長期的スパンで想定することは極めて困難であり、今後の列車設定規模や乗務員養成数を正確に算出しえないため、現時点で見込みを示すことは困難である。

3. 会社の「休日出勤の早期解消のスタンスにかわりはない」との姿勢を現実のものとするために、さらに努力して一方的な休日出勤を解消すること。

**【回答】**

これまでもできるだけの対策を講じている。

組合：乗務員指標にある「出面」「所要数」とは何か。

会社：基本行路の勤務表に載っている人数を単純に合計したものが所要数で、うち仕事に出ている人の数が出面である。

組合：基準人員とは、臨行路や年休なども考慮した人員になるのか。

会社：そうだ。研修なども含まれている。

組合：平成18年春ダイヤ改正において、要員がプラスになった要素は何か。

会社：臨行路を含めて算出した。一概に見込めないが平成17年の実績をベースにした。

組合：平成17年度から18年度の基準人員はどのように推移しているのか。

会社：27名増となったと答えるしかない。今は資料を持っていないが、各地方ですでに示している。

組合：春臨での休日出勤の見込みはどうか。

会社：回答2の通り。

組合：長期的スパンはわからないと言ったが、すでに春臨（3月1日～6月30日）は計画され臨時列車の本数も明らかになっている。したがって、休日出勤の見込みもだせるはずだ。

会社：実人員が変動するから算出できない。

組合：会社は努力したと言ってきたが、努力の結果はわからない。

会社：この間何度も言っている。再度言うが、最大限の車掌養成数として、平成15年度81名、16年度115名、17年度131名である。

組合：その数ではない。計画よりもどれだけ増やしたかの実績である。

会社：平成16年度は在来からの転換で30名、17年度は大卒プロフェッショナル32名、在来からの転換30名を増やした。これを努力として認めないのか。

組合：退職者や駅環流など変動部分があるから単純に評価できない。専任社員の採用はどうなっているのか。

会社：1月採用14名で、いずれも新幹線乗務員だ。平成18年度採用は、計画より40名

増やした。

組合：4月以降の休日出勤は、努力の結果によって1泊にしたとか解消したとか言えないのか。

会社：採用数、環流数、乗務員養成数などが正確に算出できないため、休日出勤数を示せない。

組合：現時点で採用、環流、養成などの人数はすでに算出できているはずである。さらに、輸送量により臨時列車の本数設定に波動があると言っているが、これまで追加臨をしたのは今年の正月3日間における10本だけである。したがって、6月30日までの臨時列車本数はわかっているのだから、休日出勤の見込みは出せるはずだ。

会社：それは思いこみだ。

組合：「相当程度改善できる」と言うが、具体的にはどうなのか。

会社：回答の通りだ。

組合：私たちJR東海労として申し入れをしているが、さしあたり解消を求めているのは本人の同意を得ない一方的な休日出勤であり、休日出勤そのものではないがその点についてはどうなのか。

会社：休日出勤の希望数は把握できない。休日出勤に同意は必要ない。

組合：4月1日から「労働時間等設定改善法」が施行される。その中に、「特に休日労働を避けること」となっているが法の趣旨に反するのではないか。

会社：それは貴側の理解だ。

以 上

**以上のやりとりを行いましたが、会社は4月以降の休日出勤の見込みを出せるにもかかわらず一切明らかにしませんでした。**

**私たちJR東海労の指名ストをはじめとするたたかいによって、確実に要員増を勝ち取っています。さらなる休日出勤解消のたたかいに奮闘しよう！**